

当クリニックの施設基準等につきまして【2026年6月1日】

【電子的診療情報連携体制整備加算】

当クリニックでは、質の高い医療を提供するため、オンライン資格確認や電子処方箋等のデータ活用を通じて、効率的かつ安全な診療体制の整備に努めています。

- ・オンライン資格確認の実施 マイナ保険証(マイナンバーカード)を用いたオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・診療情報の活用 患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
- ・電子処方箋の導入 電子処方箋の発行を行う体制を有しています。

【明細書発行加算】

当クリニックでは、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【外来感染症対策向上加算】

当クリニックでは、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状の患者さんの受け入れを行っております。そのため、必要な感染防止策として発熱患者さん等の導線を分ける等の対策を行っております。

【一般名処方加算】

当クリニックでは、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。



【ベースアップ評価料】

当クリニックでは、ベースアップ評価料を算定しています。医療従事者の処遇改善（賃上げ）に関する国の方針に基づき、質の高い医療を安定的に提供できるよう、以下の通り加算を算定しております。看護職員、その他コ・メディカルスタッフ等の賃金改善を行い、適切な労働環境を確保することを目的としています。患者様には、診療費の一部ご負担がかかる場合がありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療従事者の賃上げに全て充てられます。

【物価対応料】

当クリニックでは、昨今の物価高騰の中においても、質の高い医療を安定して提供し続けるため、2026年6月1日の診療報酬改定に基づき、物価対応料を算定しています。

【リフィル処方箋について】

当クリニックでは、症状が安定している患者様を対象に、「リフィル処方箋」の発行が可能です。リフィル処方箋とは？

・症状が安定し、医師が長期の処方が可能と判断した場合に、最大3回まで繰り返し使用できる処方箋のことです。

留意事項

- ・医師の判断により、対象とならない薬剤（向精神薬や新薬など）や症状があります。
- ・薬剤師による服薬管理が必要です。継続的な通院が必要な場合は、医師の指示に従ってください。

ご希望の方は、診察時に医師へご相談ください。

当クリニックでは小児リハビリテーションを実施しております。北海道厚生局に下記の届出をしております。

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・障害児（者）リハビリテーション料

